

# Spc jinjiken news

## ヤマト運輸で65歳まで賃金水準維持する新制度導入へ(7月30日)

ヤマト運輸は2016年春に、65歳までの継続した勤務を促進する新賃金制度を導入する予定。60歳以降に年収が大きく下降する賃金カーブを改善し、60～65歳の賃金を60歳到達前と同水準にする方針で、40～50歳代の賃金上昇を緩やかにし原資の確保を行なう。

労働者人口の減少が続く中、高齢者の活用は産業界共通の課題となっている。YKKグループやNTTグループも高齢者雇用のため賃金カーブの見直しをしており、「65歳定年時代」を視野に入れた賃金制度の改革が広がる見込み。

YKKグループは今年2013年4月から定年を61歳まで延長し、賃金水準を維持する制度も導入した。NTTグループは今年2013年10月から、再雇用した社員の年収について従来額に100万円から200万円程度上積みする制度を導入する予定。

## 女性の平均寿命が世界一に返り咲き(7月26日)

厚生労働省が2012年における日本人の平均寿命を発表し、女性が86.41歳(前年比0.51歳の伸び)で2年ぶりに長寿世界一となり、男性は79.94歳(同0.50歳の伸び)で過去最高を更新したことがわかった。男女ともに前年を上回るのは3年ぶり。



## 最低賃金と生活保護の「逆転現象」は11都道府県に(7月22日)

厚生労働省は、最低賃金で働いた場合の収入が生活保護の受給額を下回る「逆転現象」が生じている地域が11都道府県(北海道、青森、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島)に上ると発表した。差額がもっとも大きかったのは北海道の22円だった。

## 年次有給休暇算定の基礎となる全労働日の取扱いについて 平成25.7.10基発0710第3号(7月22日)

最高裁が、年次有給休暇の権利の発生要件となる出勤率の算定において、「無効な解雇の場合のように労働者が使用者から正当な理由なく就労を拒まれたために就労することができなかった日は、『出勤日数』に算入すべきものとして『全労働日』に含まれる」とする判決を下したが、これに関し、昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号「労働基準法関係解釈例規について」について、下記のとおり改めることとされた。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T130718K0010.pdf>

## 消費増税分は介護報酬に上乗せ 厚労省検討(7月20日)

厚生労働省は、来年4月の消費税率引上げに伴って介護サービス事業者のコストが増加し

た分を、介護報酬に上乘せする検討に入った。次回の介護報酬の改定時期は2015年4月で増税後になるため、通常よりも先に見直しに入る。来月から本格的に検討を開始し、来年4月から適用を目指すとしている。

### 中国人実習生の妊娠理由の解雇無効と認める (7月18日)

富山市の食品加工会社で実習生として働いていた中国人の女性(22)が、帰国を迫られて流産し、不当に解雇されたとして、同社と受け入れ団体に解雇無効と630万円の損害賠償などを求めた裁判で、富山地裁は7月17日、解雇を無効と認め、会社側に毎月約11万円の未払い賃金と賠償金など約363万円の支払いを命じた。

### 「育児休業給付」の引上げを検討(7月17日)

田村厚生労働大臣は、「育児休業給付」について支給額を引き上げる考えを示した。現在は休業前の賃金の5割が子供の1歳の誕生日までに支給されるが、これを6割程度に引き上げる見通し。今後、労働政策審議会の雇用保険部会で詳細を詰め、2014年の通常国会への雇用保険法改正案提出を目指すとしている。

### 休職制度利用者の約4割が後に退職 (7月13日)

独立行政法人労働政策研究・研修機構は、「休職制度」に関する調査結果を発表し、心身の病気で会社の休職制度を利用した人のうち、約4割が後に退職していることがわかった。特に心の病(うつ病など)については、再発する人が多い職場ほど退職率が高かった。

### 2013年上半期の自殺者が統計開始以降最少に (7月11日)

警察庁は、今年上半期(1~6月)の全国の自殺者数が1万4,192人(前年同期比0.7%減)だったとする統計(速報値)を発表した。男女別では、男性9,901人・女性4,291人で、2年連続で上半期に1万5,000人を下回り、統計が開始された2009年以降では最も少ない結果となった。

### 保険料引上げで3,104億円の黒字 協会けんぽ (7月10日)

全国健康保険協会(協会けんぽ)は、2012年度決算が3,104億円の黒字になったと発表した。保険料率を3年連続で引き上げたことによる影響。ただ、同協会では、保険料率を現在の10%のまま据え置いた場合は再び赤字に転落すると試算している。

### トヨタ自動車：過労死に労災認定(7月9日)

トヨタ自動車のチーフエンジニアだった男性(当時45)が急死したのは長時間労働による過労死だとして、遺族が労災認定を求めた申請について、豊田労働基準監督署は労災と認め、遺族補償年金などの支給を決めた。申請書などによると、男性は82年に入社し、02年ごろから新型車開発に携わっていたが、04年11月には開発責任者の主査となり、チーフエンジニアに指名された翌日の06年1月2日午前、自宅で虚血性心疾患のため死亡した。死亡直前の2カ月の時間外労働時間は、1カ月平均80時間を超えており、北米での販売を控え、海外出張も繰り返していた。



## 新情報！ 年齢雇用継続給付金・育児休業給付金の上限額等が変更されました

8月1日から、高年齢雇用継続給付金の支給限度額や育児休業給付金・介護休業給付金の「休業開始時の賃金日額」の上限が改正されました。この変更の結果、従業員の方への支給額が変更されることがあります。これを機会に、各給付金の支給額を再確認しておきましょう。

	平成25年7月31日まで	平成25年8月1日から
高年齢雇用継続給付の支給限度額	343,369円	341,542円
育児休業給付・介護休業給付の計算に用いる休業開始時の賃金日額の上限	14,310円	14,230円

### 各給付金の支給額

#### 高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）の支給額

賃金の低下の割合	支給額
支給対象月の賃金が、 <u>60歳時点の賃金の月額*</u> に比べ61%未満に低下	支給対象月の賃金×15%
支給対象月の賃金が、 <u>60歳時点の賃金の月額*</u> に比べ61%以上75%未満に低下	支給対象月の賃金×15%未満の厚生労働省令で定める率

\*「60歳時点の賃金の月額」...高年齢再就職給付金の場合は、「基本手当受給前の賃金の月額」を用います。

補足1 算定した額に支給対象月の賃金を加えた額が、支給限度額を超えるときは、「支給限度額 - 支給対象月の賃金」が支給されます。

補足2 算定した額が1,848円を超えないときは、その支給対象月には支給されません。

#### 育児休業給付金・介護休業給付金の支給額

原則：育児休業給付金  $\text{休業開始時の賃金の月額}^* \times 50\%$

介護休業給付金  $\text{休業開始時の賃金の月額}^* \times 40\%$

\* 休業開始時の賃金の月額...「休業開始時の賃金日額×支給日数〔原則30日〕」のこと。

この「休業開始時の賃金日額」の上限が、平成25年8月1日からは14,230円に変更されました。

#### 例外：休業中に事業主から賃金が支払われた場合

休業中に支払われた賃金の月額と、育児休業給付金・介護休業給付金の額との合計が、休業開始時の賃金の月額の80%を超えないように、育児休業給付金・介護休業給付金の額が調整されます。

これらの給付金の支給額の仕組みは複雑です。しかし、その仕組みを把握していれば、労働者

2013年8月号

**の総収入（給付金の額+賃金）が減らないようにして、賃金やこれに付随する社会保険料の支出を軽減することも可能です。**

## 新情報！ 夏季の電力需給対策を受けた事務所・作業場の室内温度等の取扱い

平成25年度夏季の電力需給対策として、原則として、7月から9月までの平日の9時から20時までの時間帯に、数値目標を設けない節電要請がされていますが、今年の夏季は、平年より高めの気温となることが暖候期予報で予想されており、屋外での作業はもちろん、室内で作業を行う場合にも注意が必要です。厚生労働省も、「平成25年度夏季の電力需給対策を受けた事務所・作業場の室内温度等の取扱いについて」という通達を発し、注意を促しています(平成25年基安発0520第1号)。その概要を紹介しておきます。

### 平成25年度夏季の事務所の室内温度等の取扱いについて

#### 1 事務所の室内温度について

事務所の室温について、事務所衛生基準規則第5条第3項により、事務所に空気調和設備を設けている場合は、室温が28度以下になるよう努めなければならないとされていること等を踏まえ、電力抑制のため室温を引き上げる場合には、まずは、28度とするよう努めること。

さらに、事業者の自主的な取組の一つとして室温を28度よりも引き上げることも考えられるが、その場合には、職場における熱中症を予防するため、平成21年6月19日付け基発0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく熱中症予防対策\*(熱への順化期間を設けるように努めること、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を指導すること等)を、当該事業場において講じること。

\* 当該熱中症予防対策の内容等について、次のリンク参照

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/dl/h0616-1b.pdf>

#### 2 その他

その他、自主的に電力抑制を行う場合でも、事務所衛生基準規則に定める基準は守り、事務所の作業面の照度が暗くなりすぎないこと、事務所の二酸化炭素の含有率が高くなりすぎないこと等が定められている。

**上記に基づき、厳密に熱中症予防対策を講ずることをお考えの場合は、少なくとも、次の熱中症予防の基本はおさえておきましょう。**

**水分・塩分補給** こまめな水分・塩分の補給を心がけるように指導しましょう。

注：高齢者や障害者の方には特に注意が必要です！

**熱中症になりにくい室内環境** 室温が上がりにくい環境を確保しましょう。こまめな換気、遮光カーテン・すだれの活用、散水などが効果的(通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意してください)。

注：決して無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使用するようにしましょう。

**体調に合わせた対策** 通気性の良い衣服、吸湿・速乾の衣服を着用するように指導しまし

よう。必要に応じて、保冷剤、氷、冷たいタオル等を使用し、体を冷却するように心がけることも指導しましょう。

外出時の準備 帽子の着用、日傘や日陰の利用、こまめな休憩等、暑さを避ける工夫をするように指導しましょう。